

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

## 平成23年第4回愛荘町議会臨時会

1日目(平成23年11月25日)

開会:午前11時00分 閉会:午前11時47分

## 議会日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議案第60号 愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                  |
| 日程第 4 | 議案第61号 愛荘町給食センター条例の制定について                         |
| 日程第 5 | 議案第62号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第63号 議会の議決を得た契約の変更について(建築)                      |
| 日程第 7 | 議案第64号 議会の議決を得た契約の変更について(電気設備)                    |
| 日程第 8 | 議案第65号 議会の議決を得た契約の変更について(給排水・冷暖房設備)               |

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

## 出席議員(16名)

- 1番 德田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡ゑみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一

7番 伊谷正昭  
8番 瀧 すみ江  
9番 小杉和子  
10番 西澤久仁雄  
11番 外川善正  
12番 村木嘉博  
13番 竹中秀夫  
14番 高橋正夫  
15番 本田秀樹  
16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまです。平成23年第4回愛荘町議会臨時会を招集させていただいたところ、ご参加いただきましてありがとうございます。  
たゞいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって平成23年第4回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会します。

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長の提案趣旨説明を求めます。町長。  
○町長(村西俊雄君)本日、ここに平成23年第4回愛荘町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にも関わりもせず、早朝よりご出席賜り厚く御礼申し上げます。特に今回、12月定期議会の直前に臨時会をお願いをいたし、誠に恐縮に存じます。  
今臨時議会に設置条例を提案させていただきました懸案の給食センターがいよいよ完成の運びとなりました。これまで愛荘町の2幼稚園、4小学校、2中学校の給食につきましては、愛知川地域はセンター方式で、秦荘地域の小学校は各校方式で、秦荘中学校は給食がありませんでした。愛知川給食センターは、子どもとの増加により調理能力を超えてまいりました。そこで、5年前の18年11月に愛荘町の「給食あり方検討会」にあり方を諮問し、19年8月に全町統一のセンター方式で実施することを提言いたしましたところであります。その後、給食センターの設置場所を「町有地有効活用検討委員会」で決定いただき、地元川久保の皆さんのご理解、ご支援のもと、建設工事を進めてまいったところであります。

総事業費は用地費を含め14億6,000万円となりました。おかげを持ちまして、今般一日3,000食可能の給食センターが完成となり、12月2日に竣工式を行い、年明けて来年1月10日から給食開始をさせていただく運びとなりました。これまでお世話をになりました地元の皆さんをはじめ、多くの関係者のご尽力の賜物と心から感謝申し上げます。

次に、この場をお借りいたしまして、広域行政の重要な動きについて報告をさせていただきます。かねてから

の課題でありました消防本部の広域再編についてであります。これまで国県の指導によりまして、災害に対する機動力や消防力の強化、指令のデジタル化、経費の効率化を目指し、県下最小の愛知郡消防本部と東近江市消防本部の統合について話し合ってきました。この度、ようやく愛知郡広域行政組合と東近江行政組合の構成市町であります東近江市・近江八幡市および愛荘町・日野町・竜王町の2市3町で協議のテーブルに着くこととなりました。その第1回、「東近江消防・愛知郡消防広域化協議会」が、去る11月1日に、市町長およびそれぞれの議会の代表者が参集し、基本的な事項について協議が開始されたところであります。引き続き、11月22日に第2回協議会が開催され、広域化のスケジュール、本部組織、消防署の配置、議会や規約などが協議されてきました。今後、具体的な事項について、精力的に議論が行われる予定であります。さて、今般の臨時会に提案をさせていただきました議案について、ご説明を申し上げます。条例制定ならびに改正条例議決案件が3件、議会の議決を得た契約の変更について3件、合わせて6案件をご提案させていただきました。

次に、提案案件の概要を説明させていただきます。議案第60号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院が民間給与との格差を解消する国家公務員の月例給を引き下げ改定の勧告を行ったことを受けまして、本町は勧告に準じ給料表の引き下げ改定と関係条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第61号愛荘町給食センター条例の制定につきましては、町内の全幼稚園・小学校・中学校を対象に給食を実施する給食センターを設置する条例の制定につき議決をお願いするものであります。

次に、議案第62号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、愛荘町給食センター条例の制定に伴い関係条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議会の議決を得た契約の変更についてでございますが、平成23年1月31日に議決をいただいた給食センター建設工事に伴う契約の変更請負契約の締結につき議決をお願いするものであります。議案第63号愛荘町学校給食センター建設工事建築にかかるもの、議案第64号は同じく電気設備にかかるもの、議案第65号は給排水冷暖房設備に関するものでございます。

以上、平成23年第4回愛荘町議会臨時会に提案をさせていただきました。なにとぞ、慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番西澤久仁雄君、11番外川善正君を指名します。

## ◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お詫びします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日のみと決定しました。

## ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第3、議案第60号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

(総務主監福田俊男君登壇)

○総務主監(福田俊男君)議案第60号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書の1ページ、別冊の説明資料の1ページ以降をご覧いただきたいと思います。

改正の理由といったしましては、人事院は9月30日に民間企業との格差を解消するため、国家公務員の月例給を平均899円、率にしまして0.03%、3年連続の引き下げ改定、ボーナスは改定を見送る給与勧告が行われたところでございます。

国におきましては、その取り扱いについて、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため、既に提出している国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が今般の人事院勧告による給与水準の引き上げ差と比べ、厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであり、相対的に見れば、人事院勧告の趣旨も代行しているものと評価され、給与法改正法案は見送りがされるところでございます。本町におきましては、給与勧告制度は労働基本権が誓約されている現行制度においては、人事院勧告制度を尊重することが基本であるとの考え方のもと、給与勧告に準じて民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳以上を念頭において給料表の引き下げ改定を行うなど関係条例の一部を改正するものでございます。

議案書の1ページでございますが、愛荘町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第1条につきましては別表第1を次のように改めるということで、平成23年12月1日以降に支給する給与について、民間給与との格差を解消するため50歳代を中心に40歳代以上が在職する給与表の引き下げ改定でございます。

次に、5ページの第2条でございますが、愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するということで、付則第7項中、給与構造改革において、給料の切り替えに伴う経過措置対象者のうち、給与条例付則第15項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である特定職員にあっては、55歳に達した日以後における最初の4月1日後に改め、同項第1号中100分の99.59を100分の99.1に改め、同項第2号中100分の99.83を100分の99.34に改める。

次の6ページの付則といたしまして、第1項で施行期日といたしまして、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、本年4月から、この改定の実施の日の前日までの期間にかかる格差相当分を年間給与で見て解消するため4月の給与に調整率-0.37%を乗じて得た額に4月から実施の日に属する月の前月までの月数を乗じて得た額と6月に支給された特別級の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12ヶ月期の期末手当の額で減額調整するものでございます。

第1号につきましては、引き下げ改定が行われる給与月額を、第2号につきましては6月に支給したボーナス調整率を乗じて得た額を規定したものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。。

○議長(辰巳 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。1点ばかりちょっと質問をいたしたいと思います。これは、國の人勤ですけれども、これにどうのこうのということではございませんけれども、当町におきましては、今日までの報償委員会、そして人勤ならびにいろいろな委員会、これが18年に合併をしてから、委員会の立ち上げができるないと、これは國からストレートに議決をいただきたいと、やっぱり当町でもいろいろなこういうことについては、やっぱり委員会が設置して、やはり協議をした上で、國からの人勤ということで提案をするのが筋ではなかろうかなど、こういうように思っているわけでございます。

今まで執行部、町長に対しても、合併からこちら、何回となくこの委員会の設置を議員としても要望もしてきてあると。今後についても、いろいろ委員会の設置はやっぱり必要ではなかろうかなど、こういうように今思っておるわけでございますが、その点についての答弁を願います。

○議長(辰巳 保君)関連ですね。

○13番(竹中秀夫君)そうです。

○議長(辰巳 保君)暫時休憩。

休憩午前11時15分

再開午前11時15分

○議長(辰巳 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)ご質問にお答えしたいと思います。当町におきましては、人事委員会制度等につきましては設置をいたしておりません関係から、公平委員会が設置をされておりまして、これらにつきましては職員の待遇等に対する改善要求等についての組織の改善等については公平委員会で審議をされているところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように人事委員会等の設置をいたしておりませんので、やむを得ず、国の人事院勧告を準用させていただいて起用をさせていただいているという状況でございます。たぶん、県下の町におきましては人事委員会を持っているところはございませんので、一定人事委員会制度につきましても、県の方にも委託なりということは視野には考えさせてもらっているところでございますが、以上よろしくお願ひしたいと思います。

なお、特別職の報酬等につきましては、特別職の報酬審議会の設置が規定をされておりますので、特別職のものの非常勤の職員等の報酬等については、そちらで審議することになっておりますので、それは適宜状況を見ながら必要に応じて開催をさせていただくというようになっております。以上でございます。

○議長(辰巳 保君)ほかにありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。今の国の勧告を尊重して、改定ということになりますが、ラスパイラル指数はどれくらいになるのかということの説明と、そして、今竹中議員がおっしゃった町独自の給与のあり方、そういうものも、今後必要になってくるので、そういうのを切にお願いしたいと思いますのと、ラスパイラル指数が県下で例えば何番目と、どれくらいの差だということを、ちょっとお願ひします。

○議長(辰巳 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)お答えしたいと思います。1点目のラスパイラル指数でございますが、23年4月現在につきましては、現在、国との比較の計算がされている段階でございますので、22年4月1日現在で申し上げますと、愛荘町につきましては92.2でございます。したがって、国を100とした場合に7.8の差がございます。ただ、県下での順位と言いますか、その位置につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、そこは把握をいたしておりません。

次に、2点目的人事委員会というふうな設置の関係でございますが、先ほどもお答えしましたように、できれば県の方で統一的に事務委託的なものができないかなということは考えて要望はしていきたいなというふうなことを思っております。以上でございます。

○議長(辰巳 保君)14番、高橋正夫君。

○14番(高橋正夫君)給料のことですので、旧の愛知川町職、旧の秦荘町職の格差があったように、私も職員でしたので、あったように思うのですけれども、その是正、それがどこら辺まで進んでいるのか、ちょこちょこ職員の耳から聞きますので、そういう格差是正、給与改定のことですので、ひとつそこら辺、どこら辺まで進んでいるか、お聞きしたいと思います。

○議長(辰巳 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)お答えしたいと思います。合併後、今ご指摘のように、それぞれ旧両町の職員の職別に応じての給与体系が差異がございますので、新しく新規採用につきましては当然統一の給与でございますが、在職職員につきましては極力調整をしていただくということで、職員組合とも協議をさせていただきながら現在話し合いを詰めている段階でございます。具体的には作業につきましては、私の方で現在試算をさせてもらっておりますし、すでにこの5年間の間におきまして、一部調整をさせていただいているものもございます。全職員を対象に1つのラインという形での、一定の目標ラインと言いますか、その辺につきましては現在まだ協議を職員組合といたしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰巳 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第60号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。この条例は説明にもありました、去る9月30日に人事院が民間給与との格差を解消するため国家公務員の月例給を平均899円、率にして0.23%引き下げる勧告を行ったことに準じ、地方公務員の給与の引き下げ、改定などを行うという内容です。公務員の賃金削減は民間にも波及し、経済をさらに悪化させることになります。公務員の給与を引き下げるのではなく、国の責任で民間労働者の給与を公務員並みに引き上げるべきだということを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第60号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

先の全員協議会でもお話がありましたけれども、制定する理由とあります、民間給与との格差を解消するため国家公務員との月例給を平均899円、率にして0.2%下げるということを説明もいただきました。今日の経済状況の中では民間との格差があるのでは致し方ないと考えますが、給料が下がるのは本当に疑念が残りますが、人事院勧告を尊重するため必要であるということで賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第60号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、議案第61号愛荘町給食センター条例の制定についてを議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

#### [教育次長村西作雄君登壇]

○教育次長(村西作雄君)それでは、議案書8ページ、議案第61号愛荘町給食センター条例の制定についてご説明をいたします。この条例は新しい給食センターが11月末日に完成し、12月から運用を開始し、明年1月からの本格実施に向けた準備を進めてきていることから、制定をお願いするものでございます。

まず、第1条で設置ということで、町立の幼稚園、小学校および中学校において実施する給食の業務を処理するということと、食育の推進を図る施設として愛荘町給食センターを設置するものでございます。

第2条では、名称・位置をうたっておりまして、名称は愛荘町給食センター、位置としましては川久保156番地の1でございます。

業務につきましては、第3条でうたっておりまして、1号の物資購入に関することから8号の経理その他一般事務に關することとしております。

第4条では、職員をうたっておりまして、給食センターに所長、その他必要な職員を置くとしてあります。

研修室および調理実習室の利用ということで、第5条ではこれらの部屋について食育の推進を図ることを目的として活動する団体等に利用させることができるとしております。

第6条では、それらの施設の利用の許可、第7条では、利用の制限、第8条では利用の遵守事項、第9条では利用権の譲渡等の禁止、第10条では利用許可の取り消し等、第11条では使用料をうたっております。

使用料につきましては、別表、11ページでございますが、研修室につきましては午前・午後、それぞれ1,000円、調理実習室についても、それぞれ1,000円ということでございまして、1つの研修室を終日利用する場合は2,000円、調理実習室を終日利用する場合は2,000円とうたっております。なお、備考としまして冷暖房の利

用するときは使用料の5割に相当する金額を賦課徴収することとしてあります。

12条では使用料の減免について、第13条では使用料の還付、第14条では原状回復の義務、第15条では損害賠償の義務、第16条では運営委員会のことをうたっておりまして、ここでは給食センターの円滑な運営を図るため、愛荘町給食センター運営委員会を置くとしておりまして、この運営委員会は第2項で給食の運営に関する重要な事項について調査・検討を行うとしております。それらの委員は教育委員会が委嘱するとしております。

第17条では委任をうたっております。なお、付則としまして、この条例は平成23年12月1日から施行する。ただし、付則第2項の規定は平成23年12月31日から施行する。この付則第2項につきましては、現在あります愛荘町の愛知川学校給食センター条例は廃止するということで、現在の愛知川学校給食センターは12月末をもって廃止することとしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。先ほど行われた全協でも繰々言わせていただきましたが、全協は公開されておりませんので、だぶる部分かと思いますけれども、今この公開されている本会議の場でも確認のために質疑を行います。

先ほどの説明にもありました「第3条第2項、前項に規定する業務の一部を委託して行うことができる」、この1文が明記されておりますが、先ほどの説明では、この1文がなくても条例としては成り立つということを説明されました。そのことを、根拠などを含めまして、先ほど全協の中で説明をしていただきました副町長に、この場での確認を求めておきます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それではお答えをいたします。給食センター条例の制定につきましては、この条文にも書いていますとおり、地方行法あるいは地方自治法に基づき制定するものでございまして、ご質問の条文中第3条第2項に規定いたします「前項に規定する業務の一部を委託して行うことができる」は、給食センターの運営上の手法であると解しますので、提案者が申し上げるのは申し訳ございませんけれども、必要であるか、あるいは必要でないかと言われれば、あえて規定する必要はないものと考えます。しかしながら、規定しても問題はないものとも考えます。ただし、法律行為、例えば、指定管理者制度を導入する場合とかに、地方自治法の規定により条例に加える必要がございます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。今、あえて規定する必要はないと言われました。まあ規定してもいいということでもありました。その後者の方をとって条例として、条例の中にその規定を入れられたのだと思いますが、全協でも述べさせていただいた、説明もありましたとおり、委託業務としてされています調理委託の方は10月14日、そして配達回収業委託業務の方は10月27日にすでに業者を決められてすでに契約されております。そして、条例が後追いで出ていったわけで、この条例で後追いで、ここがこの1文を出すことについて何も協議も考えもなかったのかということに、私は考えます。

それで、なぜ、この時期にこの条例を提出するにあたって、この1文をあえて入れられたのかどうかということです。入れられるのであれば、9月議会なり、6月議会、また10月以前の臨時議会、そのようなところで提案をされ、議決を行われているのであれば問題はなかったと思いますが、この後先になるやり方というのは本当に行政事務として道理のないものでありますので、この経過等々、考え方、姿勢、いろいろなことを含めて、説明責任を果たしていただきたい。この町民に公開された場で説明責任を果たしていただきたいと思いますので、全協とだぶるとは思いますけれども、答弁を、今度は教育長にお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)今のご質問にお答えをしたいと思います。委託が先に決まって契約もして、そのあと、後追いで条例という、この時期になぜこの1行を入れたかというご質問だったかと思います。

昨年度より、委託をしていくということにつきましては、調理につきましても、配達につきましても、議会の方に

も何度も何度もご協議をいただいて、最終的に委託という方向でご予算も認めていただきということで進めさせていただきました。そういうことで、そういう議論を踏まえた中で、順次、業者委託を決めということで進めさせていただきました。

今お話になりましたように、条例が後追いできてきたということにつきましては、ご指摘のように、6月であったり、9月であったりという時に、その条例を出せば、この1文が入っている、入っていないに関わらず、スムーズに議会の方にもご説明がついたかと思っておるのですが、先ほど申し上げましたように、委託の方法でご予算もいただきましたので、順次そういう方向で仕事としては事務を進めさせていただいだということでございます。

条例につきましては、先ほど申し上げましたように6月、9月の議会に出しておけばよかったですということで反省をするところであります。以上でございます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第61号愛荘町給食センター条例の制定についてに対して、反対を表明します。議案中、業務の一部を委託して行うことができるという文がありますが、この1文のみに対して反対を行います。

今日、委託することができるという事柄が提案されたにも関わらず、教育委員会はすでに決まる前から調理・配達の委託契約を行っています。もちろん、条例が制定されてから契約するのが道理です。答弁にもありました、この条例中にその1文を入れなくても問題がないということが出た以上、条例に入る必要はなく、あえて今の答弁の内容でいきますと、議会に協議をしていただき最終的に委託ということで議論を進めていただいたのでと、このような理由、そして全協では広く皆さんに理解していただきたいと、このように説明されておりますが、そのような理由だけで条例に入れたことに道理のない軽率さがあります。

昨年の給食センターにかかる教育委員会の不手際のために、議会に納得できない状況が起きたという経験があったにも関わらず、また同じことをしているという教育委員会の事務処理のまずさとともに、議会軽視の姿勢を批判します。

また、業務の一部を委託して行うことができるの内容そのものにも、私は今まで貫して調理の直営を訴えてきた立場から認めることはできません。このような条文を入れてしまえば、委託部分は現在の調理・配達に留まらず、将来的にアレルギー食調理や施設管理、その他いろいろな部分にも拡大していくことも考えられます。以上を訴えて反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第61号愛荘町給食センター条例の制定について、賛成討論を行います。私は一部の部分ではなく、全体として賛成討論を行いたいと思います。

先の町長の提案趣旨説明の中でもありました、愛荘町給食センター条例を制定するという理由の中で、平成18年11月、愛荘町学校給食センターあり方検討委員会等を27名以内の委員で設置を行い、効率的な投資、効率的な運営、高度な安全の確保、教育の全町的な推進を重視し、町内全幼稚園・小学校・中学校を統一した給食センター方針が望ましいと、平成18年8月に委員会の提言を受け建設工事の運びとなったという説明もいただきました。なお、現在の愛荘町愛知川給食センターの条例については23年12月31日をもって廃止とするのだと、そして、今回の愛荘町給食センター条例を制定し、23年12月1日から施行するもので、平成24年1月から本格稼動するという説明もいただきました。

また、制定する理由も理解もでき、賛成討論とさせていただき、議員各位の賛同をいただき、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第61号愛荘町給食センター条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第5、議案第62号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君)それでは、議案書12ページ、議案第62号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

先の議案第61号で議決いたしました給食センター条例第16条で給食センター運営委員会を置くこととしており、そのことにより、今回、名称を改める条例を提出させていただいたものでございます。愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正する。別表中「学校給食センター運営委員会委員」を「給食センター運営委員会委員」に改めるものでございます。付則としまして、この条例は平成23年12月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第62号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6、議案第63号議会の議決を得た契約の変更についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君)議案第63号議会の議決を得た契約の変更について、ご説明をいたします。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。記としまして、

1. 契約の目的平成22年度工事第68号  
(仮称)愛荘町学校給食センター建設工事(建築)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 変更契約の金額変更前の契約金額4億5,150万円  
変更後の契約金額4億5,253万6,350円

4. 契約の相手方大津市打出浜13番15号

株式会社笹川組

取締役社長篠本俊作

でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第63号議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第64号議会の議決を得た契約の変更についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君)議案第64号議会の議決を得た契約の変更について、ご説明をいたします。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1. 契約の目的平成22年度工事第69号

(仮称)愛荘町学校給食センター建設工事(電気設備)

2. 契約の方法一般競争入札

3. 変更契約の金額変更前の契約金額1億4,511万円

変更後の契約金額1億4,642万2,500円

4. 契約の相手方大津市晴嵐1丁目3番15号

株式会社ケイテック

代表取締役草野吉次

でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。本案は、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第64号議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第65号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、議案第65号議会の議決を得た契約の変更についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君)議案第65号議会の議決を得た契約の変更について、ご説明をいたします。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的平成22年度工事第70号  
(仮称)愛荘町学校給食センター建設工事(給排水・冷暖房設備)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 変更契約の金額変更前の契約金額3億3,043万5,000円  
変更後の契約金額3億3,138万円
4. 取得の相手方大津市晴嵐1丁目1番10号  
東洋熱工業株式会社滋賀営業所  
所長山田幸一

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第65号議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年第4回愛荘町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

